

第43回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果

日 時	令和3年4月23日（金） 18：30～20：00	場 所	峰山庁舎201・202会議室	事務局部課名	健康長寿福祉部 新型コロナウイルス対策室
出席者	市長、副市長2名、教育長、本部員13名、事務局等8名 計25名				
中山市長から	最近の感染拡大状況、医療提供体制が逼迫しつつある状況等を踏まえ、緊急事態宣言が発出される。十分警戒して感染防止対策をお願いしたい。				
議題					
協議事項	部課	概 要			結果
市内感染者の状況について	新型コロナ ウイルス 対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・4月23日時点の直近7日間の感染者は4人、感染者数累計は151人 ・近隣市町の新規感染者数は福知山が増えている状況となっている。 			【報告事項】
緊急事態要請内容について	健康長寿 福祉部長	<p><京都府緊急事態措置について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置期間：令和3年4月25日（日）～令和3年5月11日（火） ・実施内容 <ul style="list-style-type: none"> （1）外出の自粛等 <ul style="list-style-type: none"> ■日中も含めた不要不急の外出・移動自粛 <ul style="list-style-type: none"> →20時以降の不要不急の外出自粛 →混雑している場所や時間を避けて行動 ■不要不急の都道府県間の移動は控える （2）催物の開催自粛…原則として、無観客での開催 （3）施設の使用制限 <ul style="list-style-type: none"> ■飲食店への要請 <ul style="list-style-type: none"> →酒類提供又はカラオケ設備提供をする施設…施設休止 酒類提供又はカラオケ設備提供をしない施設…営業時間短縮（5時～20時） ■飲食店以外への要請 <ul style="list-style-type: none"> ・休止要請する施設 <ul style="list-style-type: none"> 映画館、商業施設、運動・遊技施設、遊興施設、博物館 サービス業（生活必需サービス除く） ・休止要請しない施設 <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設（保育所、介護老人福祉施設） 学校・大学・学習塾、図書館、商業施設（生活必需物資販売施設） サービス業（食品、医薬品、衛生用品、燃料） 			【報告事項】

		<p>(4) 職場への出勤等 →出勤者数の7割削減(在宅勤務の活用、大型連休中の休暇取得促進) →事業継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する</p> <p>(5) 公共交通機関等への働きかけ →平日の終電繰上げ、週末休日における減便等</p> <p>その他 ・クラブ活動は原則、自校生とで校内のみ、2時間以内、宿泊禁止等 ・府立施設で利用を休止する京丹後市内の施設は下記のとおり 丹後王国「食のみやこ」、碓高原牧場「ふれあい広場」、丹後文化会館、 丹後勤労福祉会館</p>	
緊急事態要請の市の対応について	事務局	<p>緊急事態宣言に伴う市の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛、催物の開催制限→新聞折込チラシ(4/27朝刊) ・公共施設の使用休止 →市有公共施設(公民館、体育館等社会体育施設)は使用休止 →指定管理施設 宿泊を伴う場合は4月29日(木)から休止、 宿泊を伴わない場合は4月25日(日)から休止 	
	教育委員会次長	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館については、前回の緊急事態宣言時は事前予約制によりカウンターでの貸し出しを行ったが、今回、休止要請をしない施設に該当するため、対応を検討する。 ・開館する場合は、適切な入場整理が必要。 <p><検討結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間の滞留を避け、1時間以内の利用の協力を求め、過密になるようであれば、入館人数の制限し開館する。 	
緊急事態宣言が発令された場合の市民生活・地域経済への影響と対策について	各部局長	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙のとおり 	
緊急事態宣言中の職員の勤務等について	市長公室長	<p>(1) 休暇取得の奨励 →所属、係単位等で執行体制に影響がないよう業務分担を行い、計画的な休暇取得に努めること。(職員2割程度の取得)</p> <p>(2) 週休日の振替、又は休日の代休による対応(ローテーション勤務)</p> <p>(3) 時間外勤務の抑制 →事業の継続に必要な場合を除き、午後8時以降の時間外勤務を行わない。</p> <p>※対象職員：こども園・保育所、学校、消防、病院に勤務する職員以外の職員</p>	
その他	事務局	<p>イベントの中止等については、事務局がとりまとめてホームページに掲載する予定。</p>	